

地域密着型サービス指定候補事業者の選定方法に係る運用について

1 趣旨

平成27年度以降の第6期計画から、地域密着型サービスの一層の整備促進を図るため、複数サービスを多様に組み合わせた複合提案がこれまで以上に可能となるよう、地域密着型サービス指定候補事業者の公募を実施しています。

応募内容の多様化に伴い、一部サービスで高い評価を得て第1順位となった複合提案者について、同時に応募した他サービスで第1順位となれず、複合提案全体を辞退する応募者が多数となったことから、評価の第2順位者が選定される事例や、ほかに応募がなく整備が進まない事例なども生じているところです。

高齢者が住み慣れた地域で安心して必要なサービスを受けることができるよう、整備目標量の着実な確保を指向するなかで、近年では応募者数が減少傾向にあることも踏まえ、複数サービスを併設する複合提案の選定方法について、平成28年度の公募（第5回公募）から以下の方針により運用を行うこととしています。

2 運用方針

- (1) 原則として、審査評価の結果により、当該サービスの第1順位者を選定する（別紙事例①）。
- (2) (1)において、同一圏域内の他サービスで、異なる応募者が第1順位である場合は、当該圏域の第1順位者のうち、併設数の多い応募者を優先的に選定する（別紙事例②）。ただし、複数サービスで同一の応募者が第1順位となった場合は、併設数によらず、当該応募者を選定する（別紙事例③）。
- (3) 併設数が同数であるなど、(1)及び(2)によっても選定事業者が決定しない場合には、併設数の多い第1順位者のうち、サービスごとの得点率の平均が最も高い応募者を選定する（別紙事例④）。

※ 「同一圏域」には、公募対象となる日常生活圏域が追加された際、その追加圏域を含みます。ただし、当初計画圏域において応募のあった場合、当該サービスについては、追加圏域での応募は評価・選定の対象となりません。

※ 運用方針(2)・(3)については、当該圏域における第1順位者に、複合提案者が含まれる場合に限り、公募に申込を希望する事業者の方は、複合提案の考え方について、事前に市へご確認ください。

別紙事例

変更後						(参考)変更前					
【事例①】											
	ミニ特	GH	小多機	得点率	結果		ミニ特	GH	小多機	得点率	結果
A社		1位		-	選定	A社		1位		-	選定
B社			1位	-	選定	B社			1位	-	選定
C社		2位	2位		-	C社		2位	2位		-
第1順位者を選定						第1順位者を選定					
【事例②】											
	ミニ特	GH	小多機	得点率	結果		ミニ特	GH	小多機	得点率	結果
A社		1位	2位	-	選定	A社		1位	2位	-	辞退
B社			1位	-	-	B社			1位	-	選定
C社		2位		-	-	C社		2位		-	選定
複合提案者(一部サービスで1位)を選定						第1順位者を選定 (辞退により一部サービスで第2順位者を選定)					
【事例③】											
	ミニ特	GH	小多機	得点率	結果		ミニ特	GH	小多機	得点率	結果
A社	1位	2位	3位	-	辞退	A社	1位	2位	3位	-	辞退
B社		1位	1位	-	選定	B社		1位	1位	-	選定
C社			2位	-	-	C社			2位	-	-
複合提案者(複数サービスで1位)を選定 (辞退により一部サービスは未決定)						第1順位者を選定 (辞退により一部サービスは未決定)					
【事例④】											
	ミニ特	GH	小多機	得点率	結果		ミニ特	GH	小多機	得点率	結果
A社	1位	2位	2位	95.0%	選定	A社	1位	2位	2位	-	辞退
B社	2位	1位	3位	90.0%	-	B社	2位	1位	3位	-	辞退
C社			1位	-	-	C社			1位	-	選定
複合提案者(一部サービスで1位)を選定 (併設数等が同数のため得点率による)						第1順位者を選定 (辞退により一部サービスは未決定)					

※上記は選定方法の参考事例であり、実際の公表方法とは異なります。